

長崎県におけるゴケグモに対する取扱方針

1. 対象とするゴケグモ

毒を有し、人の生命・身体への被害発生が危惧されるものとして、現在、ゴケグモ属全種が外来生物法に基づく特定外来生物に指定されている。

この内、3種について国内で確認されている。

- ・セアカゴケグモ（42都道府県で確認）
- ・ハイイロゴケグモ（13都府県で確認）
- ・クロゴケグモ（山口県岩国市の米軍基地で定着）
- ・ジュウサンボシゴケグモ（国内での確認事例無）

長崎県内では、平成26年8月26日に陸上自衛隊大村駐屯地内において、ハイイロゴケグモが初確認された。また、平成28年8月2日に同駐屯地内において、セアカゴケグモが初確認された。

このため、セアカゴケグモ及びハイイロゴケグモを中心に、ゴケグモ4種を対象として県内での対策を進める。

2. 取扱方針

(1) ゴケグモの県内への新たな侵入及び拡大を防ぐための監視と正確な情報提供に努めることとする。

「長崎県危険な外来生物対策協議会」による監視

「長崎県危険な外来生物対策協議会」の構成機関は日常の業務実施時に各機関管理施設におけるゴケグモの生息の有無を確認等する。

県民、市町等への広報

対象	内容	手法
県民	・ゴケグモに関する注意喚起に関する広報 ゴケグモの特徴・発見した場合の対応 かまれた時の措置	県広報誌 (県民だより)
市町	・外来生物対策協議会における協議内容の情報提供 ・管内におけるゴケグモに関する情報提供依頼 ・管内における生息確認への協力依頼 ・県民に対する情報提供と市町媒体による広報依頼	文書通知
国・県等の関係機関	・外来生物対策協議会の開催による情報共有	文書通知

(2) 今後、新たに県内においてゴケグモが確認された場合の対応は、別紙による。

ゴケグモ確認時の対応

